



目 次

新年のごあいさつ

熊本法人会会長…………… 3

熊本西税務署長…………… 4

熊本市長…………… 5

熊本西・熊本東税務署との意見交換会…………… 6

役員研修会…………… 7

税務署だより（令和2年分確定申告について ほか）…………… 8

熊本県県央広域本部・熊本市だより…………… 11

令和3年度税制改正要望…………… 14

税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

税金落語・年末調整説明会 ほか…………… 18

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

秋の特別講演会・県庁銀杏並木ライトアップ ほか…………… 20

青年部だより…………… 22

女性部だより…………… 23

特集

「ウイズコロナの時代！融資に頼らない資金繰り対策」… 24

支部だより・事務局だより…………… 26

令和2年分確定申告を予定されている方へ…………… 28



● 表紙の作者紹介 ●

中 村 桃 可

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

雪の中に埋もれたいという無邪気な気持ちを写真で表現しました。冬の野菜を並べて雪深い冬山を再現し、冬独特の静けさを強調するために、一匹の狼を雪道に佇ませました。

発 行 所

〒 860-0802 熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル2階

公益社団法人 熊本法人会

会 長 竹下 英

広報委員長 安武 洋一郎

TEL (096)353-2555

FAX (096)353-2556

ホームページアドレス

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/>





新年のごあいさつ

公益社団法人 熊本法人会
会長 竹 下 英

明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。また、熊本法人会の事業・運営につきましては、会員の皆さま、税務ご当局、関係諸団体のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスによる景気減速は、リーマンショックと比較しますと個人消費にまでブレーキをかける特徴があり、感染がいつ収束するかなど、今後の見通しの不透さが払拭できない状況が続いています。景気回復の火種となる「Go TO キャンペーン」が、ヒト・モノという導火線を辿り、カネの循環を円滑にすることによって景気の底上げとなることに期待しています。

ところで、県内に甚大な被害をもたらした「熊本豪雨」は、発生から 6 ヶ月となります。被害に遭われた被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。人吉・球磨・芦北地区において、橋や道路のインフラはほぼ整備されましたが、高齢者の方々の住まいの復旧・復興には未だ時間を要するようです。多くの支援と時間は必要かと思いますが、1 日も早い日常に戻られることをお祈りいたします。

当会の主軸となる事業の中に「税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業」があります。この事業は、全国の会員の皆さまから税制に関する意見要望を取りまとめ、法人会の全国大会において税制改正要望を決議し、要望事項を有効にするため国会議員や県・市の首長に対し要望活動を行っています。

一昨年、雑損失の繰越控除期間の延長を税制改正要望事項として要望させていただき、令和 2 年度に引き続き「令和 3 年度の税制改正に関する提言書」にも掲載されました。所得税法では、地震・台風等で家屋等に被害を受けた場合、雑損控除として総所得金額から損失額を控除し、控除不足であれば最長 3 年間は繰越控除できる規定になっています。近年、「熊本地震」、「熊本豪雨」のような自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害時に係る雑損失の繰越控除期間を 3 年から 5 年に延長されるよう現実に向けて、こけからも働きかけていきたいと思っております。

私たちの法人会は、「税のオピニオンリーダーとして、企業発展の支援と地域振興の寄与に努め国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、「税の啓発活動」、「租税教育活動」、「税に関する研修会の開催」など税に関する事業のほか、法人会の存在を地域に浸透させるために、「実務セミナーの開催」「サッカー教室等のスポーツ支援活動」や「各種ボランティア活動」、「熊本県庁プロムナードライトアップ」「自然を学ぶ体験」などの様々な『地域社会への貢献活動』を展開しています。

一方では、「会員数の安定した拡大」という課題があります。平成 26 年 4 月に熊本法人会は発展的合併の名のもとに誕生しました。当会も全国の法人会と同じような軌道を描き会員数は減少していましたが、会員数 5,000 社復活を目指した令和元年度の「しゃんもんでん 5,000 運動」は、3 ヶ月前倒して目標に達し、みごと有終の日を飾ることができました。ただ、足元を盤石とするためには、事業の質を高め、会員となることがステータスであると認知されるような組織を築くことだと思っております。会員であれば、税を知ることによって“税を味方に、強い経営を。”ができることを証明できるよう、法人会の理念に沿った事業を、これまで以上に、より積極的に実践していくことだと確信しています。

最後になりますが、会員の皆さまのますますのご繁栄と素晴らしい 1 年になることを祈念いたします。



新年のごあいさつ

熊本西税務署長 黒木 靖夫

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人熊本法人会並びに会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動のほか、租税教育活動や地域に根ざした社会貢献活動などを積極的に推進し、地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく貢献されておられます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、日本各地で様々なイベントが中止や延期となり、貴会の税に関する活動の一部も中止を余儀なくされたと承知しております。そのような中でも、「県庁プロムナード銀杏並木ライトアップ」、「サッカー教室に併せて実施した税金クイズ大会」、「熊本法人会主催による年末調整説明会」、「国税当局との共催による新設法人説明会」などについては、感染防止対策を工夫して開催し、コロナ禍の中でも納税道義の高揚及び税知識の普及に取り組んでおられます。これは、竹下会長をはじめとする役員の皆様、事務局、そして会員の皆様の熱意によるものであり、深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、本年も貴会の活動が充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係をこれまで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境が従来にも増して大きく変化している中、私ども国税当局が国税庁の使命を十分に果たしていくためには、経済社会の変化に的確に対応しつつ、時代にあった納税環境を整備していくことが何より重要であります。今後とも、皆様方のご意見やニーズを聞かせていただき、納税者サービスの充実や適正・公平な税務行政の推進に努めてまいりますので、会員の皆様には、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も昨年と同様に、熊本西・東税務署の合同申告会場を「熊本城ホール（1階展示ホール）」に開設することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、納税者の皆様に対しましては、スマートフォンを利用した申告をはじめとする自宅等からのe-Tax申告を例年以上に推進しております。熊本城ホールにおいては、入口での検温、マスクの着用、消毒液の備え付等の基本的な感染防止対策に加え、「3密」を避けるために申告会場の入場者数を制限することにしております。混雑状況によっては後日の来場をお願いする場合もございますので、会員の皆様方をはじめ会員企業の従業員の方々と確定申告が必要な方におかれましては、是非、自宅等からのe-Tax申告やダイレクト納付をご利用いただきますようご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が、貴会にとりまして更なる飛躍と発展の年となりますとともに、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



年頭のごあいさつ

熊本市長 大西 一史

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

竹下会長をはじめ会員の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨年は、熊本地震からの復興の歩みを着実に前進させる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまで経験したことのない危機に直面し、市民の皆様様の安心・安全な生活を守ることを最優先に、感染拡大と地域経済の回復に全庁をあげて取り組んでまいりました。

新たに迎えました本年は、引き続き、国や県、医療機関等の関係機関と連携し、市民の皆様様の命と健康を守り抜くため全力で取り組むとともに、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた事業をはじめ、多核連携都市実現への取組や健康ポイント事業の拡大など、熊本の未来を支える礎を築いてまいります。

また、本年は熊本地震から5年の節目を迎えます。被災された全ての方々に対するきめ細かな支援に引き続き取り組むとともに、春の熊本城天守閣の内部公開や熊本駅周辺整備事業の完了、さらに秋の桜町・花畑地区オープンスペースの完成など、地震からの力強い復興と城下町熊本の新たな魅力創造に向け歩みを進めてまいります。

本市としましては、これらの取組を進め、市民の皆様様の安心で心豊かな生活を守るとともに、地域主義の理念のもと「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、会員の皆様方におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



熊本西・熊本東税務署と 熊本法人会との意見交換会開催

開催日：令和2年12月3日（木） 場所：KKRホテル熊本

1. 税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年4月に熊本法人会と組織変更後も引き続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員と監事が出席しての活発な意見交換会となりました。意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と令和2年度事業計画と進捗の説明を行った後、税務当局から、適確請求書発行事業者登録の説明をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に繋がることからスマートフォンによる確定申告やダイレクト納付の協力をお願い、申告相談会場の説明が行われ、最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。

【出席者】

熊本法人会	会長以下	20名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	7名



竹下会長挨拶



後藤署長
(熊本東税務署) 挨拶

2. 意見交換会における質問事項（抜粋）

【熊本法人会からの質問】

コロナ禍において取引先の経営が悪化し、売掛金の回収が思うようにできず、最終的に回収不能となった場合、貸倒損失として計上する時の取扱い方法と注意点を教えてください。



意見交換会

【税務当局の回答】

貸倒損失の取扱いにつきましては、コロナ禍の中でも従来の取扱いから変更になった点はありません。特に注意すべきは、単に売掛金の支払いを催促しても払ってもらえないといった事実だけでは、貸倒損失として処理できないことです。税務上、貸倒損失が認められるのは、「法律上の貸倒れ」「事実上の貸倒れ」「形式上の貸倒れ」の3つ場合です。

まず、「法律上の貸倒れ」とは、「債権が法律上消滅し、回収不能となった場合」のことで、具体的には、会社更生法等の規定により売掛債権が切り捨てられたといった事実がなければ売掛金等の金銭債権を貸倒損失として処理することはできません。

次に、「事実上の貸倒れ」とは、「債務者の資産状況からみて債権が経済的に無価値化し、全額が回収不能と認められる場合」のことで、具体的には、取引に係る全額の支払いがなされていない取引先である債務者との連絡が取れなくなったことから、その取引先の会社や代表者の所在を探す等の回収努力を行った結果、債務者が破産、行方不明、死亡していたといった事実がなければ売掛金等の金銭債権を貸倒損失として処理することはできません。

次に、「形式上の貸倒れ」とは「売掛債権について取引停止等、一定の事実が生じた場合」のことで、具体的には、商品の販売先として継続的な取引をしていたところ、催促しているが、支払いが滞るようになり、終には全く支払いが無い状態になったことから、その取引先との取引を

停止した場合で、その取引を停止した時から 1 年以上経過したといった事実がなければ備忘価格 1 円残して、その売掛債権を貸倒損失として処理することはできません。

前述した貸倒損失の具体的な説明は、あくまで例示であり、この例示以外の場合であっても、その事実の内容によっては、貸倒損失の経理処理が認められる場合があります。

なお、貸倒損失の経理処理とは別に、一定の条件に該当するものは貸倒引当金として設定することも可能です。いずれにしても、貸倒損失や貸倒引当金といった処理は、債権者や債務者の具体的な状況等によって処理の可否を判断することになりますので、具体的な事実関係を含めて関与されている税理士又は税務署（国税局電話相談センター）にお尋ねください。

役員研修会

開催日：令和 2 年 12 月 3 日（木） 場所：KKRホテル熊本

1. 税務当局による講話

毎年、税務当局の幹部職員を講師に招き、役員研修会を開催しています。本年度は、熊本西税務署長の黒木靖夫氏による「心に残る言葉」と題した講話でした。

当日は、親会の役員（理事・監事・支部長）のほか、青年・女性部会の部会長・副部会長に出席を促し、57 名の出席がありました。また、来賓及び講師として、熊本西・熊本東税務署と受託会社 3 社の幹部職員の出席（10 名）があり、竹下会長の開催あいさつの後、役員研修会が進められました。

一講話の内容一

コロナ禍の中でリモートワークが増えている昨今においては、人と人との会話が途切れている。そのような時に、短い時間で人に何かを伝えるためには、先人の方達の言葉を引用するのが効果的だと述べられました。

会話をする時は、「1 基礎を固める」、「2 学びを広げる」、「3 発想を広げる」、「4 成功力を高める」、「5 財産を築く」といった 5 つのレベルに分けて、そのレベルに応じた言葉を引用することが、人材育成の観点からも非常に有用である。

本田総一郎氏をはじめとした日本を代表する大企業の経営者やニュートリノ天文学の基礎を確立しノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊氏の名言を、時折ユーモアを交えながら紹介され、「当たり前のことを当たり前を考えて、常識を大切にすること」、「何かに取り組む時には、準備を怠らないこと」、「極度のマニュアル主義よりも、臨機応変に対応するスキルを身につけるべきであること」等について力説されました。



竹下会長の挨拶



黒木熊本西税務署長の講話



福利厚生制度研修会

2. 受託会社（3 社）による研修会ほか

黒木西税務署長の講話に続いて、受託会社 3 社（大同生命保険、AIG 損害保険、アフラック生命保険）の幹部職員を講師に迎え、社内で生じる経営者や従業員の怪我や病気などの疾病に伴う社内的経営リスクは、事前の備えさえあれば、慌てることなく余力を持って回避できること、普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠との説明がありました。また、2019 年 4 月からスタートし、本年が最終年となる「想いをつないで 50 年『会員企業を守りたい』キャンペーン～」の進捗と会員増強の説明がありました。

税務署だより

令和2年分申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の
確定申告について

ご来場を検討されている方へ

～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

- ご自宅から
スマートフォン・パソコンで e-Tax
- 作成手順は YouTube でチェック!



確定申告書等作成コーナー

密を作らない

- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 整理券は各会場で当日配付。LINEでも事前発行しています。

申告に関するご相談については、多くの方がお越しになる申告相談会場ではなく、電話又は国税庁ホームページの税務相談チャットボット「ふたば」をご利用ください。

なお、確定申告に関する電話相談は、お近くの税務署の電話番号を押した後に「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします（令和3年1月14日（木）から3月15日（月）まで）。

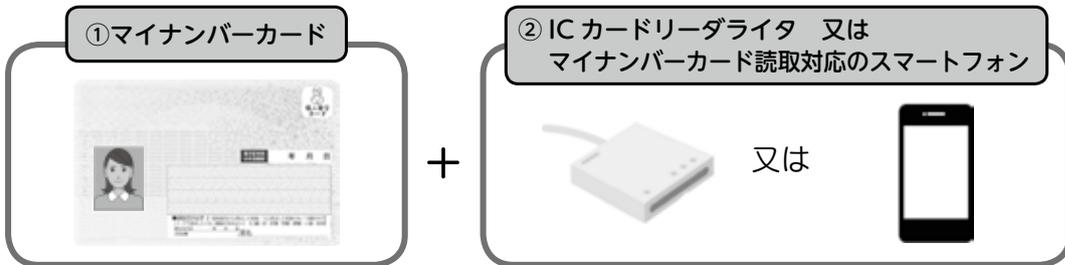
また、申告書はご自宅からパソコンやスマートフォン、タブレットから国税庁ホームページを利用して作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等により提出することができます。

【パソコン、スマートフォン等から e-Tax】

パソコン、スマートフォン又はタブレットから e-Tax で申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

① マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「ICカードリーダーライター」又は「マイナンバー読み取り機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、e-Tax で確定申告書等を送信できます。

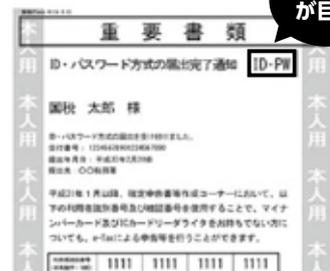


ID・PW
が目印

② ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、e-Tax で確定申告書等を送信できます。

ID・パスワードの発行を希望される方は、事前に運転免許証等の本人確認書類を持参の上、税務署へお越しください。



申告相談会場のご案内

開設場所 熊本城ホール 1階展示ホール

(熊本市中心区桜町3-40)

開設期間 令和3年2月16日(火)から令和3年3月15日(月)まで

土日祝日は、開設していません。

ただし、令和3年2月21日(日)及び2月28日(日)に限り開設します。

受付時間 午前9時から午後4時まで

事前作成会 令和3年2月3日(水)から令和3年2月15日(月)まで

令和2年分の申告に限っては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日(火)よりも前から申告相談をお受けしています(受付時間・開設場所は同じ。)

- ※1 専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 2 令和3年2月3日(水)から3月15日(月)までは、熊本西税務署及び熊本東税務署には申告相談会場を設けていません。

【新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします】

税務署では、感染症の感染拡大防止の観点から、以下のお願いをしております。感染拡大防止策へのご理解とご協力をお願いします。

- 咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来場をご遠慮いただいております。

申告相談会場では、入口で検温を実施し、37.5℃以上の発熱が認められた場合は、入場をご遠慮いただき、後日の来場をお願いする場合があります。

- 来場者の皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防策を講じています。来場者の皆様についても、手洗いやマスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。

- 令和2年分の申告相談会場では、混雑を回避するため、入場の際に「入場整理券」が必要となります。

入場整理券により、時間帯ごとの案内人数を設定させていただくほか、配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。

多くの方がお越しになる申告相談会場ではなく、ぜひ、ご自宅から e-Tax をご利用ください。

- ※ 入場整理券は、申告相談会場で当日配付のほか、事前に発行することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となっています。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

おつて、自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Taxをご利用ください。

《本人確認書類の例》

例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です（令和2年分の確定申告からは、医療費控除の明細書の代わりに医療費等の領収書を添付することはできません）。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く。）は、後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成28年分の確定申告をする場合は、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

給与所得及び雑所得の計算方法等にご注意ください！

令和2年分の確定申告から、給与所得及び公的年金等に係る雑所得については、控除額が10万円引き下げられたほか、控除額の上限が設けられるなど、令和元年分までの確定申告と計算方法が異なりますので、ご注意ください。

また、基礎控除額については、10万円引き上げられ、48万円に変更となったほか、所得金額が2,400万円を超える方は、所得金額に応じて控除額が異なります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署からのお知らせに関するご質問は、管轄の税務署にお問い合わせください。

熊本西税務署（電話 355-1181） 熊本東税務署（電話 369-5566）

熊本県県央広域本部・熊本市だより

不正軽油の防止、 撲滅にご協力ください

「不正軽油とは？」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油や重油等を不正に混ぜたものや、灯油・重油をそのまま自動車の燃料として使用しているものをいいます。

不正軽油は、悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、その排出ガスなどから環境汚染の原因ともなります。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

「軽油の抜取調査」

熊本県では、不正軽油撲滅のため、地方税法に基づき、軽油を燃料とする車両から燃料の抜取調査を実施しています。

調査実施の際は、ご協力ください。

～身の回りでこんなことはありませんか？～



- ・ 極端に安い値段で軽油を販売している
- ・ 不審なタンクローリーが出入りしている
- ・ 排気ガスが異様に黒く、車体が重油臭い

不正軽油撲滅のために情報を集めています。

不正軽油に関する情報は、熊本県県央広域本部税務部までお知らせください。

熊本県 県央広域本部 税務部 課税第一課

TEL : 096-333-3223 (直通) FAX : 096-333-3233



熊本市からのお知らせ



●償却資産の申告は2月1日（月）までに！

令和3年1月1日現在、市内に償却資産（構築物、機械、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産）をお持ちの方（法人、個人）は、2月1日（月）までに、「償却資産申告書」を提出してください。今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送またはeLTAXでの提出をお願いしています。

申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

●新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入が減少している中小企業者・中小事業者の税負担を軽減するため、令和3年度（2021年度）分に限り、固定資産税・都市計画税を全額または1/2に軽減します。

（受付期間） 令和3年2月1日（月）まで

（対象者） ・市内に対象資産を所有している中小企業者・中小事業者

（性風俗関連特殊営業を除く）

（対象資産） 「事業用家屋」及び「償却資産」

（適用条件） 令和2年（2020年）2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて次のとおりであること。

★ 50%以上減少 → 全額軽減

★ 30%以上 50%未満減少 → 1/2

（固定資産税課 ☎096-328-2195）

※事前に「認定経営革新等支援機関等」
の確認を受ける必要があります。

●法人市民税の申告書記載方法について

平成24年（2012年）の政令指定都市に移行後、「法人市民税の均等割」については、各行政区（中央区、東区、西区、南区及び北区）ごとに分けて課税され、その合計額に申告方法が変更となったところです。

法人市民税の各種申告書の下部にある「指定都市に申告する場合の⑯の計算」欄が未記載の場合、内容確認に時間を要し、納税証明書の発行の遅延等、行政サービスに影響を及ぼす場合があります。

正確な申告に基づいた適正で迅速な行政サービスの提供を実現するうえで、何卒ご協力をお願いします。

※具体的な記載方法につきましては、次ページを参照してください。

（市民税課法人課税班 ☎096-328-2173）

法人市民税申告書 (第20号様式)

- はじめに①を記載します。
記載欄が少ないため、複数の事業所が存在する場合には「～他」として記載してください。
- 次に②を記載します。
②は①の行政区別の明細となります。実際の事業所がある所在地を行政区ごとに集計してください。
- 最後に③を記載します。
②で行政区ごとに集計した均等割額の合計額を記載してください。

※第20号の3様式(予定申告書)の場合、②の部分は申告書右下部分にありますので、ご注意ください。

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑬					
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬		⑭	516,000				
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	円×⑮/⑯				
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰	0				
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰		⑱	516,000				
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑱		⑲	516,000				
⑲のうち見込納付額		⑳					
差 引 ⑲-⑳		㉑	516,000				
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	熊本市分の均等割額の税率適用区分に用いる従業員数				
株式会社 ▲◎商事 本社	熊本市西区□丁目○番×号	10	10				
株式会社 ▲◎商事 南区事業所 他	熊本市南区△丁目◎番■号 他	137	137				
計		223	147				
指定場	区	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
合	中央区	01		0			要・否
	東区	02		0			
	西区	03	12	10	156,000		
	南区	04	12	55	1800		
の	北区	05	12	82	1800		
	申告計						合計額が一致します。
する							
る							

合計人数が一致します。

合計額が一致します。

関係士
署名押印

電話 () -

令和3年度税制改正要望

税制委員長

梅元昭宏

法人会の「令和3年度の税制改正に関する提言」は、全国単位会、県連、全法連の各税制・税務委員会で協議されまとめられたものです。決議された要望事項は、政府や国会などへの強い働きかけにより法人税制の改革が実現させるなど、これまでも大きな成果を上げています。

当会におきましても、熊本市・熊本市議会・熊本県選出の国会議員への働きかけを行います。

令和3年度税制改正に関する提言（要約）

1. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和 3 年 3 月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 3 年 3 月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和 3 年 3 月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年 10 月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

・このため、かねてから税率 10% 程度までは単一税率が望ま

しく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和 3 年 3 月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和 5 年 10 月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和 3 年 10 月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成 30 年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成 29 年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和 5 年 3 月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500 万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

III. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・ 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・ また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

要望活動の実施

令和2年11月17日(火)、梅元税制委員長は、熊本市役所を訪問し、柴垣正仁市議会議員及び岩橋税務課長に令和3年度税制改正に関する提言書を手渡し、口頭でも税に関する要望事項説明を行いました。また、同日、木原稔衆議院議員、江田康幸衆議院議員の各事務所にも提言書を持参し要望を伝えました。また、竹下会長と帯同され、野田毅衆議院議員、坂本哲志衆議院議員、松村祥史参議院議員、馬場成志参議院議員にも提言書を持参し要望を伝えました。特に、地震・台風等の自然災害に対して、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を3年から5年に延長するよう力説されました。



野田毅衆議院議員に提言書を手渡す竹下会長



坂本哲志衆議院議員に提言書を手渡す竹下会長



木原稔事務所



江田康幸事務所



柴垣市議会議員



熊本市 岩橋首席審議員兼税務課長



馬場成志事務所



松村祥史事務所

税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

税金落語

開催日：令和2年11月11日（水）
 場 所：嘉島町立嘉島中学校
 参加者：250名

開催日：令和2年11月11日（水）
 場 所：熊本市立花陵中学校
 参加者：429名（内zoom：269名）

落語家の笑福亭鉄瓶氏による「税金落語」を開催しました。落語という笑いを通して、固いイメージの税金が、柔らかく解され、税金の必要性を改めて知る機会となったようです。生徒の皆さんは、落語の「落ち」を理解した上で、今回のお題である「相続税」に関する落語を聞き入っていました。また、数名の生徒の皆さんと先生が壇上に登り、落語家の手解きを受け、扇子を使った「うどん」の食べ方のワークショップもありました。落語終了後の生徒代表の挨拶では、「税に興味を持った」「税金の種類を知りたい」「税の使われ方に興味を持った」等のコメントが発表されました。



落語家 笑福亭鉄瓶氏
嘉島中学校にて



うどんの食べ方



花陵中学校にて



生徒代表によるお礼の言葉

特別セミナー「年末調整説明会」の開催

開催日：令和2年11月18日（水）
 場 所：熊本市流通情報会館
 参加者：54名

開催日：令和2年11月25日（水）
 12月1日（火）
 場 所：くまもと県民交流館パレオ
 参加者：330名

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から例年実施している年末調整説明会を開催中止としました。令和2年分の年末調整は、税制改正によって「給与所得控除と公的年金等控除の見直し」「配偶者、扶養親族等の所得要件の調整」「基礎控除の見直し」等6つの事項が改正されたため、円滑な事務対応ができるよう当会独自で「年末調整説明会」を開催しました。受講者の方々から、各種控除等を受けるための所得要件や記載方法など、良く理解できたとの感想が聞かれました。



西島統括国税調査官



くまもと県民交流館パレオ

令和2年度 熊本西・熊本東税務署長納税表彰式

受彰名：熊本西税務署長納税表彰
 受表日：令和2年11月6日（水）
 会 場：熊本西税務署
 受彰者：豊住 賢一（監事）氏

受彰名：熊本東税務署長納税表彰
 受彰日：令和2年11月13日（金）
 会 場：熊本東税務署
 受彰者：田中 賢史（専務理事）氏

多年にわたって申告納税制度の発展と納税道義に貢献された方々に対して感謝の意を表す式典として、本年度も熊本西・熊本東税務署長納税表彰式が行われました。当会からは、豊住監事と田中専務理事が受彰されました。また、財務大臣納税表彰受彰者として、東秀優氏（理事）が受彰されました。



黒木署長、豊住監事



田中専務理事、後藤署長

第 33 回 小・中学生の税の作品展（熊本西税務署管内）

主 催：熊本西地区税務関係団体長連絡協議会
 後 援：熊本西税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
 応募総数：8,451点（習字7,186点、標語361点、ポスター 172点、作文732点）
 入賞者数： 96点（習字・標語・ポスター各27点、作文15点）

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、上通りアーケード街に展示されました。



税の作品展



税の作品展

令和2年度 中学生の税の作品展（熊本東税務署管内）

主 催：熊本東地区税務関係団体長連絡協議会
 後 援：熊本東税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
 応募総数：1,482点（習字656点、標語437点、ポスター 68点、作文321点）
 入賞者数： 44点（習字 9点、標語 5点、ポスター 14点、作文 16点）

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、イオンモール熊本内に展示されました。

管内全ての小・中学校に「税に関する書籍」を寄贈

小学校 寄贈日：令和2年8月末日
 寄贈校：熊本市内 92校
 上益城郡内 23校 計115校
 中学校 寄贈日：令和2年9月末日
 寄贈校：熊本市内 43校
 上益城郡内 8校 計51校



税に関する書籍

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けることを前提とし、子ども達の税に関する関心を高める目的から、熊本西・熊本東税務署管内の全ての小・中学校（計166校）を対象に、熊本市教育委員会が推奨する「税に関する書籍」等を寄贈しました。寄贈後、各学校に「税に関する書籍」所蔵の有無と今後も同様の書籍寄贈を望みますかのアンケートを実施したところ、多くの学校から「税に関する書籍の所蔵が少ないので、寄贈を希望する」との声が寄せられました。

小・中学生を対象にネットによる「税金クイズに挑戦」を実施

事業名：「税金クイズに挑戦」
 問題数：13問（税に関する簡単なコメントを1問設定）
 開催期間：令和2年9月1日（木）～10月31日（土）
 場 所：当会のホームページ（QRコードも併設）



小・中学生を対象に、ネット環境さえあれば、24時間アクセスできる「税金クイズに挑戦」を実施しました。税金クイズの問題12問は、税務当局の監修で作成し、問題のほかに税に対する感想を聞くためのコメント欄も設けました。回答については、問題回答・送信後に解説が画面に出るように工夫しました。また、問題に挑戦する方法は、当会のホームページのアイコン、市内小学生に配布される子ども新聞やパンフレットに貼付した「QRコード」の読み取りからアクセスできるようにしました。180件を超えるアクセス数があり、参加者全員に「けんた（法人会マスコット）の付箋」と正解者の中から抽選で26名に商品券・図書券を郵送しました。

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

「敬老の日」に管内の老人ホーム等に花かごの寄贈

開催日：令和2年9月21日(月)

寄贈施設数：中央区：10施設、西 区：15施設

東 区：13施設、南 区：11施設

北 区：16施設、上益城郡：11施設 計76施設



新型コロナウイルス感染症の影響から、管内の福祉施設で慰問コンサートが実施できないため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の76施設に「花かご」を寄贈しました。多くの施設から、感謝の気持ちが伝わるハガキや封書が届きました。

サトイモ・ショウガの収穫（きぬかつぎ）体験

開催日：令和2年10月18日(日)

時 間：9時00分～12時00分

開催場所：熊本市西区花園（コロボックル畑）

参加者：27名



自然を学ぶ体験（事業）として、花立地区で、さつま芋の苗付け・収穫体験を行っていましたが、畑が使用できなくなり、新しい体験事業を模索していた中で、「NPO法人コロボックル・プロジェクト」との共催事業が実現しました。同NPO法人が耕作する畑（通称名：コロボックル畑）で、サトイモ・ショウガの収穫体験のほか、サトイモ料理の「きぬかつぎ」を作って食育体験もできました。地方紙に掲載し募集を行ったところ、60名を超える申込みがありましたが、新型コロナウイルス感染拡大を防止することを前提に、参加人数を限定して実施しました。秋の日差しの下で、参加した皆さんは、心地よい汗を流し自然を楽しんでいました。



サトイモの収穫体験



サツマ芋の収穫体験

令和 2 年度 秋の特別講演会開催

開催日：令和 2 年 10 月 29 日 (木)
 時 間：13 時 30 分～15 時 00 分
 場 所：ホテル日航熊本 阿蘇
 参加者：157 名



岡村直樹氏



講演の様子

旅行作家の岡村直樹氏を講師に招き「男はつらいよ、寅さんと日本の川を歩く」というテーマで講演会を開催しました。寅さんこと渥美清さん主演による「男はつらいよ」の放映は最初テレビドラマでしたが、高視聴率だったことから映画に移行し、昭和 44 年（1969 年）8 月に第 1 作が公開され、平成 7 年（1995 年）に公開された第 48 作「寅次郎紅の花」をもって終了しました。ところが、ファンからの熱いラブコールがあり、49 作が、また、公開から 50 周年を迎えるにあたり、令和元年 12 月に 50 作目となる「お帰り寅さん」が公開されました。「男はつらいよ」のロケ地は、「江戸川」を起点に「川」と面白い繋がりがあり、多くの作品に「川」が登場します。テキ屋稼業で、日本を旅する寅さんの姿に一番映えるの、ほっと顔がほころぶような「自然な川と鉄道のシーン」であり、ロケ地を通じて「日本の原風景」に癒されると説かれました。「男はつらいよ」シリーズにおいて、岡村氏が推奨されたのは、「新・男はつらいよ」「寅次郎と殿様」「寅次郎ハイビスカスの花」「花も嵐も寅次郎」「男はつらいよ 純情編」「寅次郎あじさいの恋」の 6 作品でした。

第 18 回 県庁銀杏並木ライトアップ（点灯式）

点灯期間：令和 2 年 11 月 1 日 (日)
 ～同年 11 月 30 日 (月)
 点灯時間：18 時 00 分～21 時 00 分 (毎日)
 場 所：県庁正門プロムナード
 点 灯 式：令和 2 年 11 月 1 日 (日)18 時 00 分
 参 加 者：62 名 (点灯式)



県庁銀杏並木ライトアップ点灯式

秋の風物詩となっている県庁銀杏並木ライトアップは、平成 15 年から開始し、18 回目を迎えました。11 月 1 日の点灯式は、木下副会長の挨拶に始まり、中国楽器「二胡」の生演奏を行いました。静かに灯る 32 基の水銀灯の中でのミニコンサートは、「光と音」のファンタジーを描いてくれました。

第 18 回 ロアッソサッカー教室・税金クイズ大会

開 催 日：令和 2 年 11 月 14 日 (土)
 時 間：10 時 30 分～12 時 30 分
 開催場所：県民総合運動公園 補助競技場
 参 加 者：67 名 (保護者除く)



税金クイズ大会



ロアッソサッカー教室

熊本県内の小学生を対象に、ロアッソサッカー教室と税金クイズ大会を開催しました。税金クイズ大会のクイズ問題は三択とし、予め子ども達に「1～3までの番号札」を配布して、正解と思う番号札を上げるということで 10 問のクイズに挑戦してもらいました。10 問の出題に対して、8 問正解者が 1 名、7 問正解者が 6 名と、なかなかの高成績でした。税金クイズで頭を使った後は、①小学生 1～2 年生、②小学生 3～4 年生、③小学生 5～6 年生の 3 つのクラスに分けて、ロアッソ熊本のインストラクターからサッカーの基礎を学びました。子ども達は、公園の運動場いっぱいを使って、元気よくボールを追いかけていました。

青年部会だより

青年部役員会：オンラインリモート会議

青年部会執行部は、くまもと県民交流館パレア会議室で役員会（毎月第3水曜日）を開催していますが、新型コロナウイルスの影響から、今年度はZoomを使ってのオンラインリモート会議を行っています。

初めての様式なので戸惑いもありましたが、回を重ねる毎に取扱いに慣れてきて、進行の合間に「マイクが入っていないですよ!」、「〇〇さんは、ちゃんといますか?」など、画面越しですが、和気藹々と行っています。

残念ながら様々な例会等が中止となりましたが、事業代替案などを毎月議論行う中で役員意識の高さを感じる事も出来ました。

今後もコロナ禍の下、リモート会議など取り入れながら新しい様式で会の運営を行います。



熊本県民交流館パレア

「ワインから学ぶ、おしゃれなテーブルマナー講座」開催

11月19日（木）ホテル熊本テルサにて会員間交流を目的とした「ワインから学ぶ、おしゃれなテーブルマナー講座」（担当：広報企画委員会）を開催しました。

コロナ禍における青年部事業の開催が困難な中、感染症対策に十分配慮の上、日本ソムリエ協会熊本支部長の中川浩次様を講師としてお迎えし、ワインを通してテーブルマナー講座を行いました。



ホテル熊本テルサ

仕事上、会合を伴う食事会など、マナーを必要とした機会は多く、そのような食事会でも美しい所作が自然に出来る正しいテーブルマナーを身に付ける事が大きな意味を持つ事を改めて理解出来る例会となりました。着座での講義のため、会話は各テーブルで行われ、座席の移動や大声で話すこともなく、静々と和やかな中で例会が執り行われました。

7月豪雨災害ボランティア参加

7月16日八代地方青年部会芦北地区災害ボランティア、7月21日阿蘇青年部会小国地区災害ボランティアへ参加しました。

八代地方、阿蘇と他の部会への参加となりましたが、改めて一人では何も出来ない事、改めて多くの仲間の大事さを感じる事が出来ました。

ボランティアに参加して、多くの皆様が人的支援、物資的支援、資金的支援と様々な形にて被災された方々の応援をされていると分かり、私自身も何らかの形で引き続き貢献したいと思います。



八代地方青年部会
右：上村部会長



阿蘇青年部会
前列右：上村部会長
後列右：益田部会員

女性部会だより

『租税教室』開催 テーマ：「税ってなに？」

開催学校：武蔵小学校、富合小学校、川口小学校
 講師：女性部会員、税務署幹部職員



熊本市立武蔵小学校 (9/11)



熊本市立富合小学校 (9/25)



熊本市立川口小学校 (11/20)

《ヨガ体操》

令和2年10月16日(金)、日本リラクゼーション協会認定ヨガインストラクターの渡邊圭子氏を講師にお迎えし、ヨガ体操(健康体操)を開催しました。コロナ禍で体を動かす機会が少ないので開催となりましたが、ヨガを初めて経験する方のために、ストレッチ形式の体操指導から始まりました。当日は、「3密」にならないよう、マスク着用での開催となりました。



講師の渡邊圭子氏

《熊本城散策と新町界隈散策》

事業研修委員長 別當 美穂

令和2年11月17日(火)、11月には汗ばむほどの快晴の中で熊本城巡り34名、新町周辺の町並散策14名が参加しての研修会となりました。天空回路のような趣味学通路で、知らざる歴史や構造などの話を聞き長年親しんできたお城とは一味違った新たな熊本城の魅力を堪能できました。奈良時代から続く街並みを城下町としての熊本に思いをはせ、地震からの復興を肌で感じるワンデートリップでした。



集合写真の時だけマスクを外して